○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和七年　国土交通省告示第百九十三号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　運送の申込み及び引受け（第三条・第五条）
第二節　運送の中止及び引受け（第六条・第十条・第十七条）
第三節　荷付け（第十八条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条・第二十条）
第五節　納品伝票（第二十七条・第二十八条）
第六節　事故（第二十九条・第三十一条）
第七節　運賃、料金等（第三十二条・第三十八条）
第八節　責任（第三十九条・第四十条）
第三章　積込み又は取卸し等（第四十一条・第四十六条）
第四章　雑則（第四十七条・第五十四条）

第一章　総則

（適用範囲）

第一条　当店は、この標準自動車運送事業約款（以下「約款」という。）に従って、貴社の貨物の運送を行います。

2　前項の運送の事業に関する事項は、この約款に定めるところによります。

3　当店は、前項の場合を除き、特別の約束をしません。

4　当店は、貴社の自動車の専用運送を行います。

（専用運送）

第二条　当店は、貴社の貨物の運送を行う運送契約は、一の運送契約ごとに、法令又は公序良俗に反しない範囲で、約款の中から選ばれたものとします。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、約款の中から選ばれたものとすることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運賃の算定）

第四条　当店は、運賃すべき運送の中込みを受けたときは、その中込みの内容（以下「中込内容」という。）に従って、運賃を算定します。

2　当店は、運賃を算定するに当たって、次の事項を考慮します。

一　貨物の容積、重量、種類、荷造り、荷姿、取扱上の注意、保管の方法、保管の期間、保管の場所、運送の方法、運送の期間、運送の時期、運送の経路、運送の回数、運送の数量、運送の対象となる貨物の価格、運送の対象となる貨物の価格に対する運賃の比率、運送の対象となる貨物の価格に対する保険料の比率、運送の対象となる貨物の価格に対する保管料の比率、運送の対象となる貨物の価格に対する荷造り、荷付け、荷下ろし、荷受、荷渡、荷役、保管、検品、検量、検数、検査、試験、分類、選別、仕分け、包装、梱包、ラベル貼り、ラベル剥がし、ラベル書き、ラベル書き換え、ラベル貼り直し、ラベル剥がし直し、ラベル書き直し、ラベル書き換え直し